

1 障害者優待乗車券等

(1) 対象者

明石市に住民票があり、障害者手帳を所持している人

(2) 優待乗車券等の種類並びに該当する種及び等級（1つのみ選択）

優待乗車券	手帳種類	種・級	内容及び利用方法
介護付バス共通優待乗車証	身体	第1種	明石市内の神姫・山陽・たこバスに、本人及び介護者（1名）が無料乗車できる（本人のみも無料）。降車時に乗車証を貼付した障害者手帳を提示。
	療育	第1種(A判定)	
	精神	1級	
福祉タクシー利用券	身体	1級・2級	明石市内で指定のタクシー事業者を利用した場合に使える割引チケット1枚500円の券を年48枚交付。降車時に障害者手帳とともに提示。（一回につき上限2枚まで。）
	療育	第1種(A判定)	
	精神	1級	
単独バス共通特別乗車証	身体	第2種	明石市内の神姫・山陽・たこバスに、本人が無料乗車できる。降車時に乗車証を貼付した障害者手帳を提示。
	療育	第2種(B1・B2判定)	
	精神	2級・3級	

2 障害者手帳による割引制度（変更される場合があります。）

(1) 対象者

身体障害者手帳、療育手帳所持者（精神障害者保健福祉手帳所持者は対象外）

(2) 内容及び利用方法

ア 鉄道運賃（JR及び山陽電車）

※その他の鉄道事業者は、割引率が異なる場合があります。

利用する方		割引率	
		普通乗車券	定期乗車券
第1種	単独利用	5割引 (片道100kmを超える場合のみ)	—
	介護者と利用	障害者、介護者ともに5割引	障害者、介護者ともに5割引 (障害者が12歳未満の場合は介護者のみ5割引)
第2種	単独利用	5割引 (片道100kmを超える場合のみ)	—
	介護者と利用	—	介護者のみ5割引 (障害者が12歳未満の場合のみ)

イ バス運賃（神姫バス・山陽バス）

※その他のバス事業者は、割引率が異なる場合があります。

利用する方	割引率	
	普通乗車券	定期乗車券
第1種	障害者、介護者とも5割引	障害者、介護者ともに3割引
第2種	障害者のみ5割引	障害者のみ3割引

普通乗車券の場合は、降車時に障害者手帳を提示し、割引後の運賃を支払ってください。  
定期乗車券の場合は、窓口で障害者手帳を提示し、定期乗車券を購入し、降車時に定期乗車券と障害者手帳を提示してください。